

当初設計書

設
計

精
算

起工番号 : 河維(委)第13号

工期 : 契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

会計年度 : 令和 5 年度

単価世代 : 令和5年03月03日 公共

事業名 : 調整池維持修繕事業

諸経費率 : 公共 令和04年10月01日

工事名 : 荒瀬川南・北調整池除草等業務委託

設計部課名 : 都市建設部 公園土木管理事務所

工事場所 : 久留米市 宮ノ陣四丁目外 地内

設
計
の
概
要

(当初設計)

除草 A = 19,816m²

施設清掃・点検 A = 9.6ha

散水清掃 1式

令和 5 年度

設計書総括情報 (当初)

工 事 名		荒瀬川南・北調整池除草等業務委託			設 計 部 課 名	都市建設部 公園土木管理事務所	
単 価 情 報	単 価 区 分	県土整備部			諸 経 費 工 種	公園街路管理業務	
	単 価 適 用 地 区	久留米1:久留米市(旧田主丸・北野・城島・三潴を除く)			施 工 地 域 補 正	市街地(DID補正)(2)	
	単 価 適 用 世 代	当 初			前 払 い	補正無し	
		令和05年03月03日 公共			諸経費調整区分		
		当 初					適 用
本 工 事 費 1							
工 事 価 格 計							
消 費 税 相 当 額							
設 計 工 事 費							
					当 初 設 計 額		

久留米市

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
公園街路管理業務01	1	式				
調整池除草等業務	1	式			A 1号	
直接委託費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純委託費	1	式				
現場管理費	1	式				
委託原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
委託価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
合計						

荒瀬川南・北調整池除草等業務委託

【 第 1 号 A代価表 】

調整池除草等業務

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
草刈 肩掛式(中間) 集草、搬出あり	19,816	m2			単 1 号	
園内清掃 一般公園	9.6	ha			単 2 号	
スクリーン清掃 ゴミ処分共	2	回			単 3 号	
散水清掃 清掃・水アカ除去共	20	回			単 4 号	
タイマー設定 水循環年間稼動日時パネル操作(電工)	1	回			単 5 号	
計						

特記仕様書

第一節 一般事項

1. (適用)

この仕様書は市が管理する街路樹及び公園等の管理業務委託契約履行の全般に適用する。

2. (軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または、業務施行上当然必要なものについては監督職員の指示に従い受注者において、異議なく施行するものとする。

3. (疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または、仕様書に定めのない管理業務の細目については、監督職員の指示に従うものとする。

4. (仕様の委任)

委託業務の施行にあたってはこの仕様書によるほか、必要に応じて別に定める仕様細部事項によるものとする。

第二節 作業工程表、及び報告書類の提出

1. (作業工程表)

受注者は契約締結後、直ちに監督職員と受託業務について協議し、年間管理業務工程表を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。

2. (受託業務日報)

受注者は契約締結後、業務着手届と共に業務主任技術者を書面にて監督職員に提出しなければならない。

業務主任技術者は常に現場の状況を把握し、かつ、監督職員と連絡を密にして、受託業務の進捗を図るとともに、災害防止、その他管理上必要な措置等については、監督職員の指示を受け、適切な業務の執行に当たるものとする。

また、管理業務を実施したときは遅滞なく受託業務日報を作成し、各月毎に提出するものとする。

3. (受託業務記録写真)

受注者は業務毎に着手前、作業中及び完了の全景写真を撮影し、写真帳を提出するものとする。業務の適正な施行を説明する記録写真として、施行延長等により適宜撮影し、また必要に応じて部分写真を撮影するものとする。

第三節 施 工

1. (着手届)

業務着手届については、着手日の前日までに提出するものとする。

2. (標識の設置)

受注者は作業現場に「受託（業務）に関する業務名、業務場所、履行期間、受注者の住所、氏名等」を記載した標示板を設置し、必要に応じてバリケード、ロープ等を配置し危険防止のための十分な措置を講ずるものとする。

3. (技術基準)

受託作業の施行に際しては、別紙委託作業技術基準に基づき実施し、技術基準に定めのないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

4. (見本作業の提示)

受託作業の種類、規模の大きさ等により、必要な場合は、当該作業に先立ち見本となる作業を監督職員に提示し承認を得るものとする。

第四節 安全管理

1. (安全一般)

イ) 受注者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止につとめるものとする。

ロ) 薬物、電気、及び、その他危険物を使用する場合は、その保安及び取扱いには、関係法令に従い万全の処置を講じるものとする。

2. (交通及び保安上の措置)

受注者は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次の事項を守り、交通及び保安上十分な注意を行うものとする。

イ) 交通及び保安に関係ある業務については、関係官公署の手続き及び関係法令を遵守、十分な設備をするものとする。

ロ) 作業実施のため通行を禁止し、又は、制限する必要があるときは、監督職員の承認を得てから関係官公署の許可を受け、必要な箇所に指定の表示を行うものとする。

ハ) 現場には、危険防止柵などを設置し、夜間にあたっては保安灯を配置するものとする。

ニ) 作業区域内に歩行者の通行があるときには、仮設の設備を配置すると共に交通整理員を配置するものとする。

ホ) 現場状況に応じ、交通誘導員を配置するものとする。なお、配置対象路線及び配置対象作業については原則として監督員の指示に基づくものとするが、必

要に応じて協議を行う。

3. (事故処理及び報告義務)

受注者は業務の実施に関連して事故が発生したときは、その原因が受注者か否かを問わず、応急措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過、及び被害の内容等について、直ちに監督職員に報告しなければならない。

4. (施設、樹木等の損傷)

受注者は作業の実施に当たり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行すること。万一、損傷した場合は受注者の負担で原形に復旧すること。

また、損傷を発見した場合は速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5. (現場の整理)

受注者は業務施行中に歩行者、公園利用者及び交通に支障がないように機械器具、土砂、切枝等をその都度整理し、現場より搬出すること。

6. (跡片付け等)

受注者は業務の完了と同時に速やかに仮設材、不要材料等を搬出して現場を清掃すること。

第五節 植替え等

1. (植栽業務における植替え)

施工した植樹樹木が、引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死、または形状不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上になった場合、をいい確実に同様な状態になると想定されるものを含む。)になった場合、受注者は施工した植栽樹木等と同様またはそれ以上の規格のものに植え替えること。樹木等の枯死または形状不良の判定については、発注者と受注者とが立会し決定することとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤等天災等に起因する場合は、この限りではない。

2. (植替えの対象となる樹木)

本委託業務のなかで、新植および補植した樹木(移植樹木は除く)とする。

第六節 追記事項

1. (暴力団排除に関する事項)

受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行う

こと。

- ロ) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

2. (暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

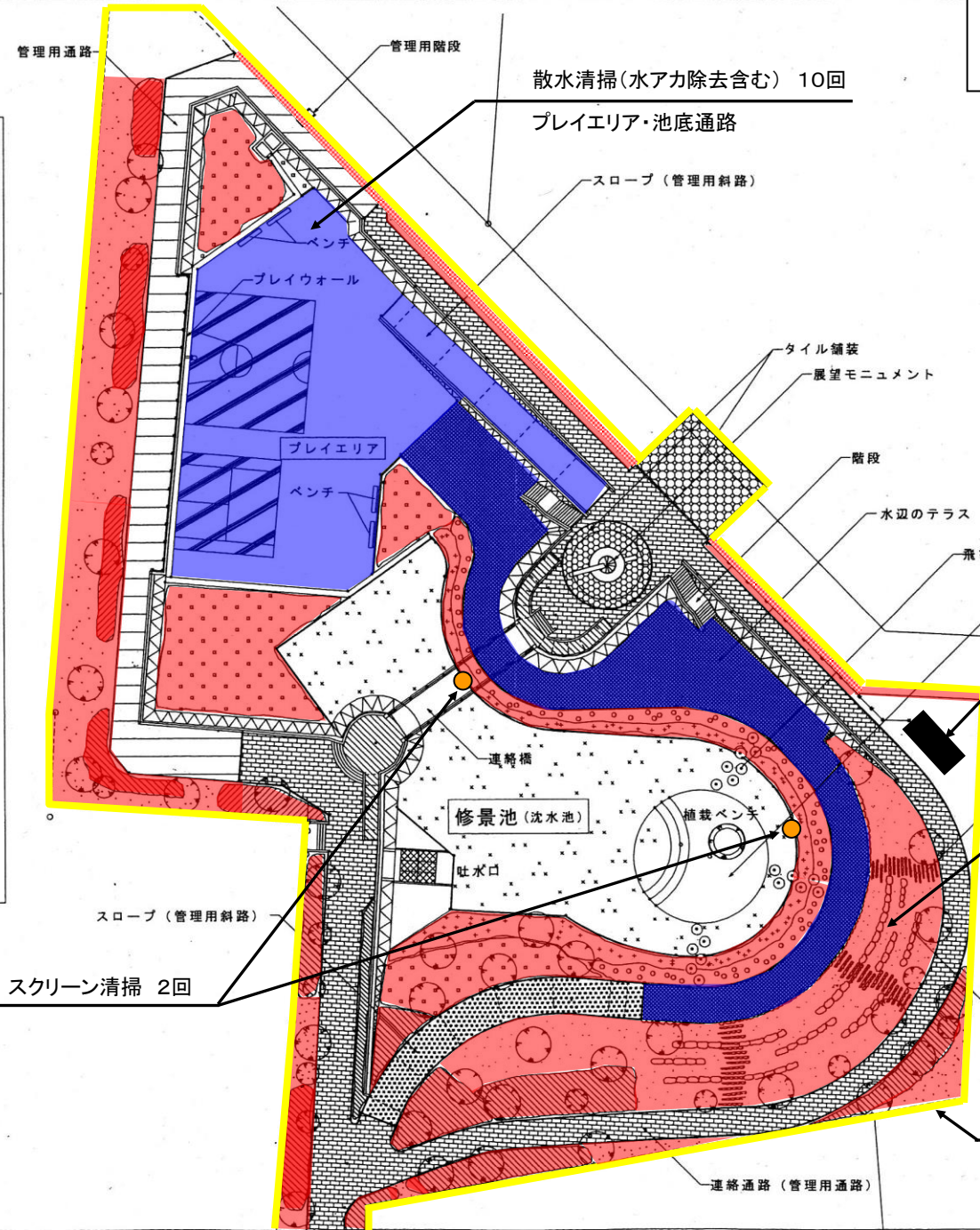
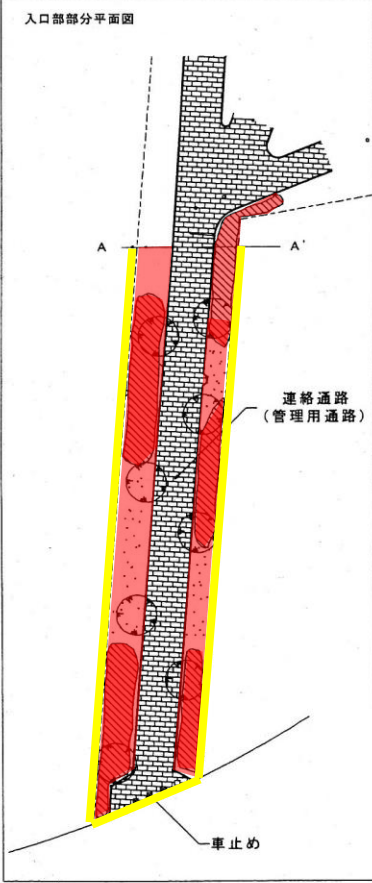
- イ) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ロ) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

荒瀬川南・北調整池除草等業務委託

工 種	調整池名	箇 所 名	基本数量	回 数	委託数量	合 計	凡 例	実施計画
機械除草(肩掛け式)	南調整池	天端草地・法面芝・荒瀬川法面芝 天端・法面・地底植栽帯	3,366㎡	2回	6,732㎡	19,816㎡		6月・10月
	北調整池	池底草地・池底植栽帯・荒瀬川法面芝 コガマ部・小池・沈砂池	6,542㎡	2回	13,084㎡			
施設清掃・点検	南調整池	施設全域	8,746㎡	10回	8.7ha	9.6ha		毎月1回
	北調整池	清掃:天端通路・階段部 点検:施設全域	909㎡	10回	0.9ha			
スクリーン清掃	南調整池	水中ポンプ部	1回	2回	2回	2回		6月・12月
散水清掃(水アカ除去含む)	南調整池	プレイエリア・池底通路	1回	10回	10回	20回		毎月1回
	北調整池	階段下自然石張部	1回	10回	10回			
タイマー設定(電工)	南調整池	ポンプ室内水循環年間稼動日時パネル操作	1回	1回	1回	1回		12月

※監督職員の指示に基づき年間管理業務工程表を作成すること。

荒瀬川南調整池 平面図



散水清掃(水アカ除去含む) 10回

プレイエリア・池底通路

スロープ (管理用斜路)

タイル舗装
展望モニュメント

階段

水辺のテラス

飛び石ステップ

観水テラス
タイマー設定 1回

ポンプ室内

自然石ステップ
機械除草(肩掛式) 3,366 m² × 2回

天端草地・法面芝・荒瀬川法面芝
天端・法面・地底植栽帯

腰石積み

施設清掃・点検 8,746 m² × 10回
施設全域

スクリーン清掃 2回

スロープ (管理用斜路)

連絡通路 (管理用通路)

管理用階段

管理用通路

入口部分平面図

A

連絡通路
(管理用通路)

車止め

修景池 (沈水池)

吐水口

植栽ベンチ

連絡橋

プレイウォール

プレイエリア

ベンチ

ベンチ

荒瀬川北調整池 平面図



施設清掃・点検 909 m² × 10回

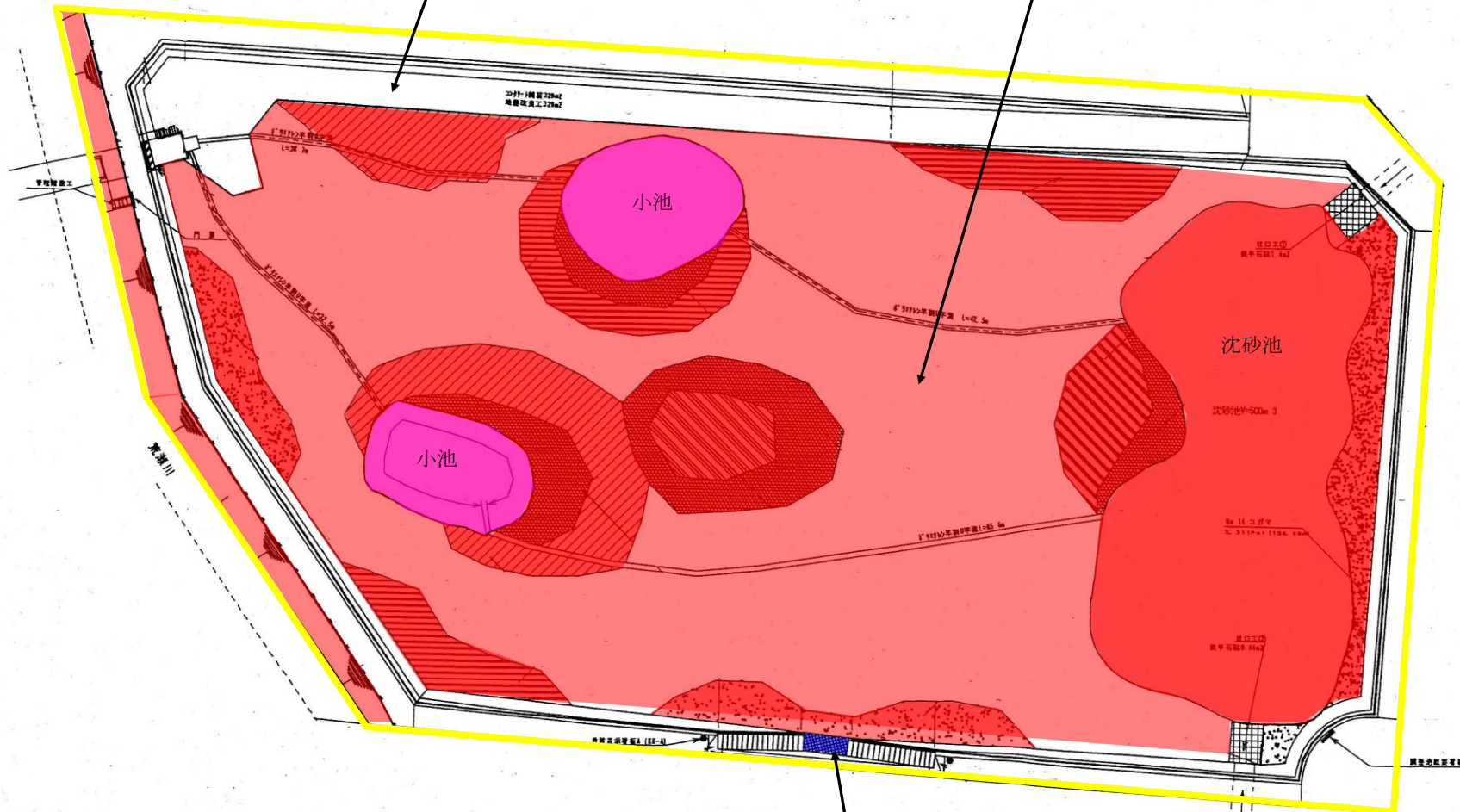
清掃: 天端通路・階段部

点検: 施設全域

機械除草(肩掛式) 6,542 m² × 2回

池底草地・池底植栽帯・荒瀬川法面芝

コガマ部・小池・沈砂池



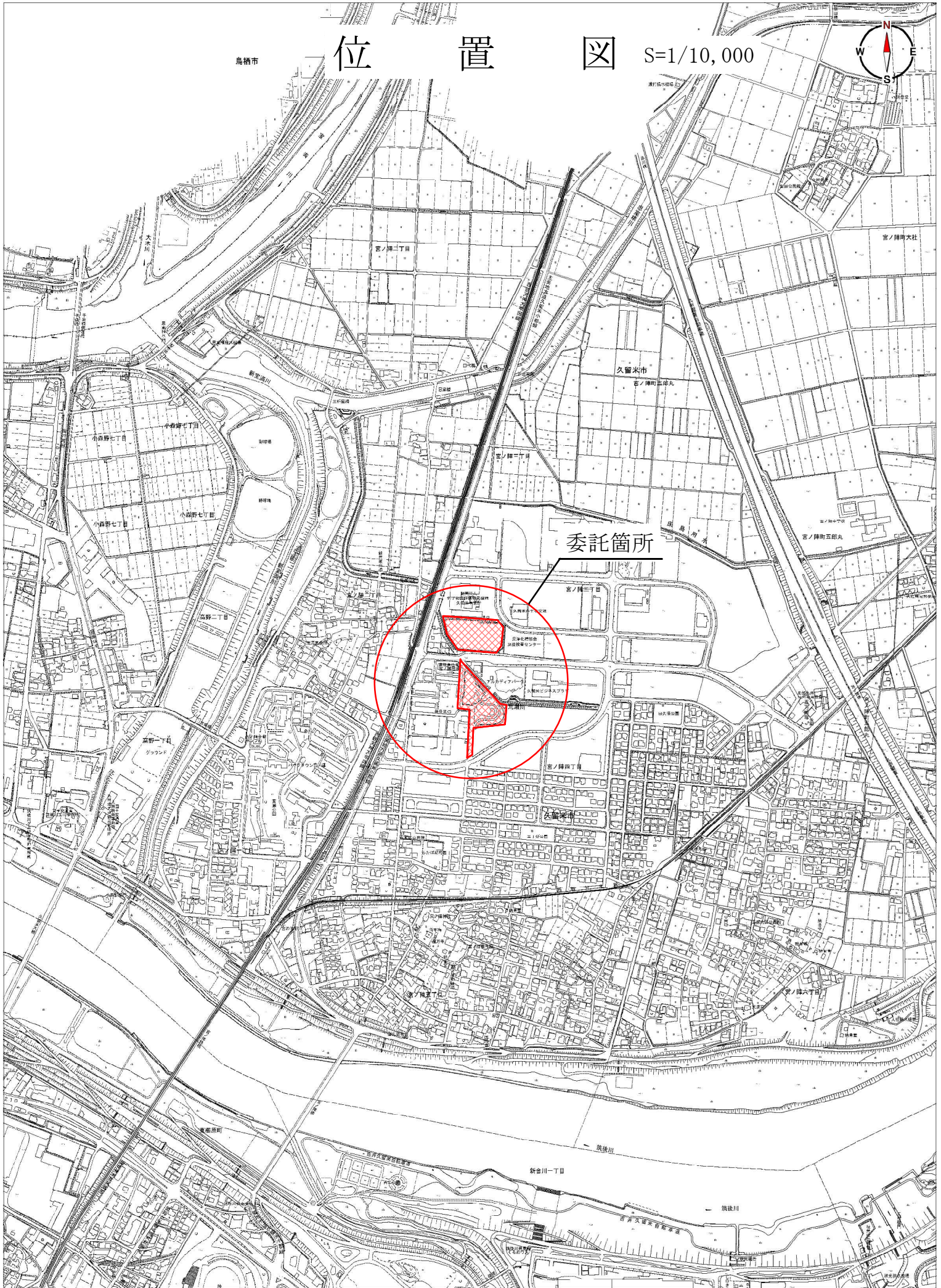
散水清掃(水ア力除去含む) 10回

階段下自然石張部

鳥橋市

位置図

S=1/10,000



委託箇所

宮ノ陣三丁目

宮ノ陣四丁目

久留米市

宮ノ陣五丁目

宮ノ陣六丁目

宮ノ陣七丁目

宮ノ陣八丁目

宮ノ陣九丁目

宮ノ陣十丁目

宮ノ陣十一丁目

宮ノ陣十二丁目

宮ノ陣十三丁目

宮ノ陣十四丁目

宮ノ陣十五丁目

宮ノ陣十六丁目

宮ノ陣十七丁目

宮ノ陣十八丁目

宮ノ陣十九丁目

宮ノ陣二十丁目

宮ノ陣二十一丁目

宮ノ陣二十二丁目

宮ノ陣二十三丁目

宮ノ陣二十四丁目

宮ノ陣二十五丁目

宮ノ陣二十六丁目

宮ノ陣二十七丁目

宮ノ陣二十八丁目

宮ノ陣二十九丁目

宮ノ陣三十丁目

宮ノ陣三十一丁目

宮ノ陣三十二丁目

宮ノ陣三十三丁目

宮ノ陣三十四丁目

宮ノ陣三十五丁目

宮ノ陣三十六丁目

宮ノ陣三十七丁目

宮ノ陣三十八丁目

宮ノ陣三十九丁目

宮ノ陣四十丁目

宮ノ陣四十一丁目

宮ノ陣四十二丁目

宮ノ陣四十三丁目

宮ノ陣四十四丁目

宮ノ陣四十五丁目

宮ノ陣四十六丁目

宮ノ陣四十七丁目

宮ノ陣四十八丁目

宮ノ陣四十九丁目

宮ノ陣五十丁目

宮ノ陣五十一丁目

宮ノ陣五十二丁目

宮ノ陣五十三丁目

宮ノ陣五十四丁目

宮ノ陣五十五丁目

宮ノ陣五十六丁目

宮ノ陣五十七丁目

宮ノ陣五十八丁目

宮ノ陣五十九丁目

宮ノ陣六十丁目

宮ノ陣六十一丁目

宮ノ陣六十二丁目

宮ノ陣六十三丁目

宮ノ陣六十四丁目

宮ノ陣六十五丁目

宮ノ陣六十六丁目

宮ノ陣六十七丁目

宮ノ陣六十八丁目

宮ノ陣六十九丁目

宮ノ陣七十丁目

宮ノ陣七十一丁目

宮ノ陣七十二丁目

宮ノ陣七十三丁目

宮ノ陣七十四丁目

宮ノ陣七十五丁目

宮ノ陣七十六丁目

宮ノ陣七十七丁目

宮ノ陣七十八丁目

宮ノ陣七十九丁目

宮ノ陣八十丁目

宮ノ陣八十一丁目

宮ノ陣八十二丁目

宮ノ陣八十三丁目

宮ノ陣八十四丁目

宮ノ陣八十五丁目

宮ノ陣八十六丁目

宮ノ陣八十七丁目

宮ノ陣八十八丁目

宮ノ陣八十九丁目

宮ノ陣九十丁目

宮ノ陣九十一丁目

宮ノ陣九十二丁目

宮ノ陣九十三丁目

宮ノ陣九十四丁目

宮ノ陣九十五丁目

宮ノ陣九十六丁目

宮ノ陣九十七丁目

宮ノ陣九十八丁目

宮ノ陣九十九丁目

宮ノ陣百丁目